

世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金

壁や窓の断熱改修、屋根の高反射率塗装、太陽光発電システムや省エネルギー機器類の設置など、環境に配慮した住宅のリフォーム(住宅リノベーション)を行う場合、その経費の一部を補助します。

新築住宅や事務所などは補助の対象外となります。

申請前に契約・工事をした場合は、補助の対象外となります(家庭用燃料電池(エネファーム)の設置を除く)。

1 申請受付期間及び工事期間

受付期間 令和3年4月1日から令和4年2月末日まで

工事は、補助金交付決定後に着工し、令和4年2月末日までに完了する必要があります。

申請が予算上限に達した時点で、受付を終了します。

2 世田谷区環境配慮型住宅リノベーションの対象工事

○太陽光発電システムの設置(キ)、家庭用燃料電池(エネファーム)の設置(ク)を補助の対象工事に加えました。

「アからク」のいずれかの工事を行うとき

- ア 外壁等の断熱改修(断熱材を使用した外壁、床及び屋根もしくは天井の改修)
- イ 窓の断熱改修(二重窓、二重サッシの取付け)
- ウ 窓の断熱改修(複層ガラスの取付け)
- エ 屋根の断熱改修(高反射率塗装など)
- オ 太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置
- カ 高断熱浴槽の設置
- キ 太陽光発電システムの設置【新規】
- ク 家庭用燃料電池(エネファーム)の設置【新規】

「アからキ」のいずれかと併せて「ケ、コ」を行うとき

- ケ 高効率給湯器の設置
- コ 住宅の外壁改修

申請者により対象となる工事が異なりますので、3ページ「6 対象工事」をご覧ください。
対象となる改修工事の概要、機器類の種類、評価基準等については、4ページ「10 補助事業の説明」をご覧ください。

問い合わせ先 世田谷区 環境政策部 エネルギー施策推進課

(~ 4 / 3 0) 〒154 8504 世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7 区役所第1庁舎5階53番窓口
電話：03 - 5432 - 2273 FAX：03 - 5432 - 3062

(5 / 6 ~) 〒158 0094 世田谷区玉川1 - 2 0 - 1 二子玉川分庁舎B棟3階
電話：03 - 6432 - 7133 FAX：03 - 6432 - 7981

3 補助金の交付額

区 分	補 助 金 額	上 限 金 額
アからオ、キ、コ	工事経費の10%まで	合計して 20万円まで
カ 高断熱浴槽	70,000円(1台につき)	
ケ 高効率給湯器	20,000円(1台につき)	
ク 家庭用燃料電池(エネファーム)	10,000円(1台につき)	

補助金計算の際、千円未満の端数切り捨て、消費税を除く

申請から交付までの流れ

家庭用燃料電池の申請は、この流れと異なります。詳しくはホームページをご確認ください。

相談・見積もり

区内に本店、支店のある施工業者にご相談ください。
施工業者は区内に事務所、店舗等を置く施工業者に限る。

交付申請書 提出

詳細は3ページ「7 交付申請時に必要な書類」をご確認ください。申請書類は代理提出も可能です(委任状要)。申請書等の記入には、鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。

審査

【世田谷区】

交付決定まで2週間程かかります。
申請が集中しますと、2週間以上かかる場合があります。

交付決定

【世田谷区】

交付決定通知書を申請者あてに郵送します。

契約

交付決定の前に契約・工事をした場合は、補助の対象になりません。
補助金を受けられなくなりますので、ご注意ください。

契約書の写し 提出

工事～工事完了

工事の施工中・施工後の写真が必要です。
撮影を忘れないように、ご注意ください。

完了届 提出

施工中・施工後の写真、使用した製品等が確認できるもの、領収書の写し等を添付のうえ、ご提出ください。

審査

【世田谷区】

見積書と領収書の金額が異なる時など、問い合わせをする場合があります。交付額決定まで2週間程かかります。申請が集中しますと、2週間以上かかる場合があります。

交付額決定

【世田谷区】

交付額決定通知書を申請者あてに郵送します。

請求書 提出

から1ヶ月以内に、『口座振込依頼書兼登録申請書』とあわせてご提出ください。
印鑑は朱肉で鮮明に押印してください。(スタンプ印不可)

補助金の支払い

【世田谷区】

指定の口座へお振込します。

交付申請書、完了届、請求書などは、所定の様式があり、ホームページからダウンロードできます。

区ホームページ 住まい・街づくり・環境 環境
せたがや版 RE100 (再生可能エネルギーの普及・促進)



4 補助金を申請できる人(次のいずれかに該当すること)

区内にある自分が所有する住宅(分譲マンションの区分所有を含む)に居住している世田谷区民
区内にある賃貸住宅を所有している世田谷区民

5 補助を受けることができる諸条件 次の～の条件すべてを満たす必要があります。

世田谷区に住民登録があること。

特別区民税の滞納がないこと。

4ページ「10 補助事業の説明」に掲げる改修工事のいずれかを実施し、機器類の種類、評価基準などを満たしていること。

建築基準法令に適合している建物であること。

耐震性の確認ができること。(昭和56年6月1日以後に建築確認を行った住宅)

区の他の補助金を受けていないこと。(耐震改修助成を除く。また「キ 太陽光発電システムの設置」の場合、定置型蓄電池システムとの同時導入に限り、区民向け蓄電池助成を受けることができる。要申請。)

これまでに、この補助金を受けていないこと。(家庭用燃料電池(エネファーム)の設置の場合を除く)

区内に本店、又は支店などを置く施工業者(個人事業者を含む)と契約し、施工すること。

建物の所有権を有する者が複数の場合は、当該所有権を有する者全員の同意を得ていること。

6 対象工事(申請者によって、該当する工事が異なります。)

申請者	対象工事(4ページ参照)	具体例
戸建て住宅(居住者)	アからクのいずれか1つ以上行う	屋根の塗装
賃貸住宅(所有者)	ケ、コのいずれかをアからキのいずれかと併せて行う	外壁改修と外壁塗装
分譲マンション住宅(居住者)	イ、カ、クのいずれか1つ以上行う	窓の断熱改修(二重窓の取付け)
	ケをイ、カのいずれかと併せて行う	高効率給湯器と高断熱浴槽の設置

7 交付申請時に必要な書類(必ず、契約・工事の前に申請してください。)(注1)

交付申請書

改修工事等の図面(立面図、平面図など)

現況カラー写真(建物全景と改修箇所(屋根、外壁、部屋、窓、給湯器等の機器類など))

製品のカラーカタログ、パンフレット

4ページ「10 補助事業の説明」に記載されている各改修工事の基準を満たすことを証明するもの

見積書(詳細が分かるもの)

建物の建築確認済証又は検査済証

建物の登記事項証明書(発効日が申請前5カ月以内のものであること)

令和2年度の特別区民税・都民税納税証明書又は非課税証明書

同意書(建物の所有者が複数の場合)

(住宅がマンションの場合)管理組合の(工事)同意書

このほかに、関係する書類の提出を求めることがあります。詳しくは、お問合わせください。

8 契約締結後、工事完了後に提出していただく書類(注1)

契約締結後・・・工事契約書の写し

工事完了後・・・工事完了届、施工中・施工後の写真、使用した製品等が確認できるもの(製品名や品番が確認できる写真、納品書の写し等)、領収書(コピー可)、その他区長が特に指示したもの

【注意】工事内容に変更があった場合はご相談ください。なお、変更箇所・内容、変更後の経費内訳がわかるもの等の提出が必要となります。

交付額確定後・・・交付請求書、口座振込依頼書兼登録申請書

9 その他

補助金を受けたときは、アンケートや施工前後のエネルギーの使用状況に係るデータの提供等の協力を求めることがあります。

(注1)家庭用燃料電池(エネファーム)の申請は、提出書類が異なります。詳しくは、ホームページをご確認ください。

10 補助事業の説明

(環境に配慮した住宅改修工事及び省エネ・創エネ機器設置工事)

	改修工事の名称	改修工事の概要、機器類の種類、評価基準等
ア	外壁等の断熱改修工事	外壁、床及び屋根もしくは天井の断熱性能のある建材による改修をいう。 使用する建材(外壁材、グラスウール等の断熱材等)は、熱伝導率等の断熱性能が日本工業規格(JIS)に適合していることの認証を受けているもの、もしくは同等以上の性能を有することが他において証明されているものであること。 1居室以上の施工をすること。
イ	窓の断熱改修工事 (二重窓、二重サッシの取付け)	二重窓、二重サッシの取付け 1居室以上の施工をすること。
ウ	窓の断熱改修工事 (複層ガラスの取付け)	JIS R 3209:1998に規定する複層ガラスと同等以上の性能を有することが証明されている複層ガラスの取付けであること。 1居室以上の施工をすること。
エ	屋根の断熱改修工事 (高反射率塗装など)	日射反射率50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事、又は同等性能を有する屋根材の設置をいう。 国内の第三者機関によるJIS規格に基づく日射反射率を証明するものがあること、又はこれに類する証明があること。 屋根又は屋上(ルーフバルコニー含む)の施工であり、太陽光発電システム、太陽熱ソーラーシステム及び太陽熱温水器の設置箇所を除く全面的施工であること。
オ	太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置	一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定を受けたものであること。 生み出された熱及び温水は、住宅で使用するものであること。 機器は、未使用のものを購入すること。
カ	高断熱浴槽の設置	JIS A 5532及びA 5532改正原案に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することが証明されているものであること。 機器は、未使用のものを購入すること。
キ	太陽光発電システムの設置	システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の認証を受けたものであること。 機器は、未使用のものを購入すること。
ク	家庭用燃料電池(エネファーム)の設置	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)による指定を受けたものであること。 機器は、未使用のものを購入すること。
ケ	高効率給湯器の設置	住宅で使用する電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)のいずれかを設置すること、又は同等以上の性能を有することを証明するものがあること。 機器は、未使用のものを購入すること。
コ	住宅の外壁改修工事	住宅の外壁の改修を行う工事であること。 亀裂、腐食、汚れ、変形、雨漏り等の改修であること。 全面的施工であること。

11 住宅環境に関する区の助成制度

助成制度名	お問い合わせ先
生垣・植栽帯造成・屋上・壁面緑化等助成制度	みどり政策課 03-5432-2282
雨水浸透施設・雨水タンク助成制度	豪雨対策・下水道整備課 03-5432-2365

各助成制度の内容や申請方法等は、各担当部署にお問い合わせください。

令和3年5月6日より電話番号が変わります。